

騒音解析報告書

報告書

2014年10月17日

日本騒音調査



目次

1.	報告概要	3
2.	測定日時と場所.....	3
3.	測定機器と設定.....	3
4.	測定地点の環境基準値.....	4
5.	分析論点と分析方法	4
6.	測定結果の概要と結論.....	5
7.	時系列測定データ	7
8.	受忍限度の根拠.....	7
①	環境基本法・環境基準.....	7
②	判例.....	7

1. 報告概要

本報告は、●●様のご依頼により行われた、騒音計による騒音測定の結果および環境基準値に対する測定値の分析結果、2地点での測定値の比較による騒音発生源の方向推定分析結果を報告するものである。

2. 測定日時と場所

- 測定日時

2014年10月23日 20:00:00 から 10月26日 7:30:00 まで

※測定は当該日時内で断続的に行われている。

- 測定場所

大阪府大阪市●● ●●●●マンション 9階 北側寝室

二台の騒音計は下記の通り設置

測定器①：マイク方向：下階方向、設置高さ：床から 50cm

測定器②：マイク方向：上階方向、設置高さ：床から 120cm

3. 測定機器と設定

- 使用機器と設定

- 普通騒音計 NL-42EX 2台
- 周波数重み特性：A特性
- 時間重み特性：FAST
- サンプルングレート：1sec

4. 測定地点の環境基準値

当該測定地点の用途地域は「第一種低層住居専用地域」であるため、環境基本法における地域類型はAであり、測定場所の環境基本法に基づく騒音の環境基準値は時間帯毎に下記通りとなる。

表1 本測定地点における環境基準値

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
A A	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

5. 分析論点と分析方法

当該報告書における分析論点と分析方法は下記の通り。

表2：分析論点と分析方法

No	分析論点	分析方法
	発生している騒音は環境基準(受忍限度)を超えるものか。	測定対象地域、時間における環境基準値と、下階方向に設置した騒音計によって測定された音圧レベルとの比較
	環境基準を超える騒音が発生しているとすれば、それはどちらの方向から発生していると考えられるか。	①の分析において環境基準値を超える音圧が発生した時刻における、上下階方向に設置した2台の騒音計によって測定された音圧レベルの比較(図1参照)

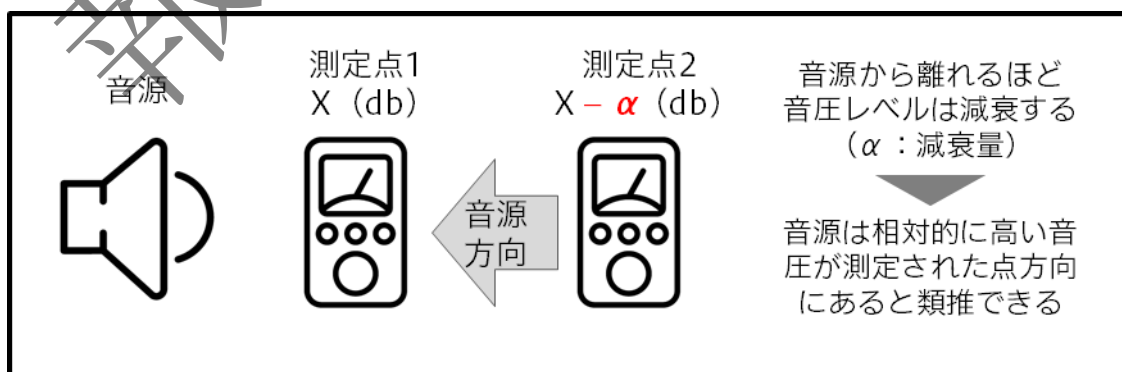


図1：騒音発生源推定の概要

6. 測定結果の概要と結論

6-1. 音圧レベルの環境基準との比較

下階13階方向の測定器における音圧レベル分析結果を次ページの表3に示す。期間1は全期間、期間2~5は期間を一時間ごとに分割した分析結果である。

等価騒音レベルは全期間においては基準値を超えていないが、1:00からの一時間、4:00からの一時間の期間においては基準値を超えている。また、最大音圧レベルはいずれの期間においても受忍限度を超えている。なお、全期間中最も高い音圧が測定されたのは10/24 1:33:36であり、音圧レベルは72.0dbであった。

6-2. 騒音発生方向の推定

前述のとおり本測定では基準値を超える音圧レベルが測定されたが、これらの音の発生方向を、下階方向と上階方向の測定データの差により推定分析し、結果を表4に示した。測定期間中基準値を超える音圧は107回(秒)発生したが、そのうち101回(秒)、割合にすると94%の騒音が下階13階方向から発生しているとみられる。

表4：騒音発生方向の推定

No	内容	値
①	基準値を超える50dB以上の音圧が発生した回数(秒数)	107
②	①のうち下階13階方向から発生しているとみられる回数(秒数)	101
③	①のうち上階15階方向から発生しているとみられる回数(秒数)	6
④	基準値を超える音圧が下階13階方向から発生しているとみられる割合	94%

6-3. 結論

本測定及び分析により、①基準値を超える騒音が発生していること、②基準値を超える騒音の多くは下階13階方向から発生していることが示唆された。基準値を超える騒音は生活に悪影響を与える可能性があり、早急な改善が望まれる。

表 3 : 下階方向測定器、音圧レベルの分析結果

期間 No	分析期間 始点	分析期間 終点	環境 基準値 (db)	最大音圧 発生時刻	最大音圧 レベル Lmax (db)	Lmax 基準値 判定	等価騒音 レベル Leq(db)	Leq 基準値 判定	備考
1	10/24 1:00:00	10/24 5:00:00	45	10/24 1:33:36	72.0	超過	38.6	超過せず	
2	10/24 1:00:00	10/24 2:00:00	45	10/24 1:33:36	72.0	超過	46.4	超過	下階から、棒で突き上げるような音
3	10/24 2:00:00	10/24 3:00:00	45	10/24 2:46:34	51.0	超過	33.0	超過せず	
4	10/24 3:00:00	10/24 4:00:00	45	10/24 3:25:07	51.0	超過	31.3	超過せず	
5	10/24 4:00:00	10/24 5:00:00	45	10/24 4:45:17	60.2	超過	47.1	超過	下階から、棒で突き上げるような音

7. 時系列測定データ

時系列音圧測定データグラフを次ページ以降に示す。

8. 受忍限度の根拠

① 環境基本法・環境基準

- 騒音に係る環境基準（H10. 9. 30 環境庁告示第 64 号、
H12. 3. 31 東京都告示第 420 号）

② 判例

- 東京地裁 平成 6. 5. 9 判例時報 1527 号 116 .
- 東京地裁 昭和 63. 4. 25 判例時報 1274 号-49.
- 甲府地裁都留支部昭和 63・2・26（判例時報 1285 号 119）
- 京都地裁平成 4・11・27（判例時報 1466 号 126～）
- 福岡高裁那覇支部平成 22・7・29（判例時報 2091 号 162）

本報告書に関するお問い合わせ先

日本騒音調査 ソーチャー

info@skklab.com

<http://www.skklab.com>

